

参考資料2

司法制度改革推進計画要綱(抜粋)

平成14年3月20日

司法制度改革推進計画要綱(抜粋)

－着実な改革推進のためのプログラム－

最高裁判所

2 司法制度を支える人的体制の充実強化

(2) 法曹養成制度の改革

ア 司法修習

- 司法修習について、推進本部等における検討と連携しながら、司法修習生の増加に実効的に対応し、法科大学院の教育内容等を十分に踏まえたものとなるよう、実務修習を中核として位置付けつつ、司法修習の内容の適切な工夫、見直しや、司法修習体制の整備を図ることを検討し、政府における検討の結論を踏まえつつ、所要の措置を講ずる。
- 司法修習生の給費制について、推進本部における検討状況を踏まえつつ、その在り方について必要な検討を行う。
- 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係の一層の強化、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることについて所要の措置を講ずる。

(参考)

[政府]

司法制度改革推進計画(抜粋)

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第2 法曹養成制度の改革

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の特組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。(本部)
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)

[日本弁護士連合会]

日本弁護士連合会司法制度改革推進計画(抜粋)

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方－人的基盤の拡充－

第2 法曹養成制度の改革

3 司法修習

- (1) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを作ることに關し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。
- (2) 新司法試験実施後の司法修習の在り方につき、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫することにつき、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。